

平成29年度第11回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第6号）

平成30年3月16日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 議案第 98号 債権の放棄について
- 第 2 議案第 99号 御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 第 3 議案第100号 町道の路線廃止について
- 第 4 議案第101号 町道の路線認定について
- 第 5 同意第 3号 御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 6 陳情第 12号 吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に関する陳情について

追加日程第1 議案第102号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第7号）について

追加日程第2 議案第103号 平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）について

追加日程第3 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第4 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第5 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第6 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第7 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第8 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第9 災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 清水 蕙 君 | 2番 森田 優二 君 |
| 3番 岩永 宏介 君 | 4番 中城 峯視 君 |
| 5番 福永 啓 君 | 6番 田上 忍 君 |
| 7番 藤川 博和 君 | 9番 塚本 勝紀 君 |
| 10番 田中 隆敏 君 | 11番 沖 徹信 君 |
| 12番 井本 昭光 君 | 13番 岩田 重成 君 |

1 4 番 田端 幸治 君

3 欠席議員（1人）

8 番 池田 浩二 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	本 田 安 洋 君
教 育 長	本 田 惠 典 君	総 務 課 長	吉 本 敏 治 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	宮 崎 靖 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	こども未来課長	野 口 壮 一 君
福 祉 課 長	道 山 敏 文 君	健康づくり支援課長	西 橋 静 香 君
農 業 振 興 課 長	藤 野 浩 之 君	商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	松 岡 秀 明 君	学 校 教 育 課 長	坂 本 朋 子 君
社 会 教 育 課 長	宮 川 一 幸 君	環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君	監 査 委 員	山 下 誠 雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第98号 債権の放棄について

○議長（田端幸治君） 日程第1、議案第98号、「債権の放棄について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（藤川博和君） 尋ねます。この件については、私、3回、一般質問をしておりますので、確認をしながら、1項目を確認していきます。

まず、確認ですが、竹バイオマス事業の補助金の流れについて説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、地域バイオマス利活用補助金、約3億円につきましては、まず国から町に交付されまして、町から今度は事業会社である御船竹資源開発株式会社に対して交付する流れとなっております。

○7番（藤川博和君） 改めて確認ですけど、補助金は、町から支出されたということですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） この竹バイオマス事業の事業主体であった御船竹資源開発、自己資金の調達が不能による補助事業断念を受けまして、町は国より交付を受けた補助金を返還するため、本来であれば、会社から補助金返還をもって国へ返還するところでありましたが、町としましては、会社に対して再三にわたる補助金の返還請求をしましたが、返還がなされないため、やむを得ずこの平成22年11月議会に財政調整基金を取り崩しまして、国への補助金を返還する補正予算を上程しまして、議会の議決を経て、翌平成23年1月31日に国へ返還をしたところであります。

○7番（藤川博和君） 国へ返還された日は、いつですかね。この町の補助金でなくて、返還されたのは、町の金ですかね、基金として。その経緯ですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

それが、さっき言いました平成23年1月31日に国へ返還したところであります。

○7番（藤川博和君） それと、1月31日に国に会社の補助金の代わりとして町から支出したということですね。これに間違いなかですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、そうであります。町は、その竹会社に代わりまして、財政調整基金を取り崩しまして、そして国へ返還したということになります。

○7番（藤川博和君） では、今回、議案に提出されております補助金というと、この会社が破産して回収できないことから、今回、平成28年度決算に収入未済だとなっていた補助金請求権が不良債権になったから処理をするということの議案の提出ですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、そのとおりであります。

○7番（藤川博和君） この場合、会社から返還を受けないまま、補助金の返還を町が国にやっておりますね。基金から支出されておるとおもいますが、これによって、御船町が1月31日に国に対して返還したことによって何か起こりましたかね。裁判になって、一応判決がおりて、起こったと思いますね、これ。その裁判の内容、判決の内容、1月31日に裁判

所で日にちを指定して判決されておりますので、その内容をちょっと。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、住民訴訟の判決によりまして、約３億円の損害は、まず２億円と１億円に分けて検討がなされたと思います。そして、この２億円については、違法性はなかったということで、１億円について、裁量権の逸脱があって、違法性があったと判断が示されました。そして、その１億円について、前町長に対しまして損害賠償義務があるとの判決がなされたということです。

○７番（藤川博和君） その原因となったのは、私は、監査委員の町に対する３億円返還要求は、町長に対して、あれは町に対してですかね、が起きて、それによって住民訴訟、要は竹バイオ、それが起こる原因となって、いろいろ裁判が起きて、その裁判の結果、今言われた、課長言った２億円、１億円という、そういう町に対して、これは損害が発生したんですかね。基金を国に返した原因がもととなって、そして町に対して、このとき１月３１日に損害が発生したと、そう理解しておりますけど、それに間違いはないですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、今、議員のおっしゃったとおりだと思います。

○７番（藤川博和君） ということは、判決で一応、前町長には１億円の損害賠償請求権が裁判所として与えておりますね。だから、あと２億円は誰が払うか全然わからんとですよ。あれには裁判がまだ、指示は違法でないと書いてありますね。だから、この２億円は、町の金がどうなるかですね、今後。例えば、農協あたりの組合の関係見ますと、もし、そういう負債が起きた場合は、組合長、理事あたりは連帯責任を負うて支払うような仕組みになっておりますけど、行政の場合はいろいろ仕組みが違うと思いますけど、そのとき国に３億円返還したときの１億円は前町長・・・、あと２億円に対して、それに関係したところの執行部や議員あたりには、そういう責任ということは問われるとですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 地方自治法の中でなんですけれど、その件に関しては、ちょっと私は今のところ把握できておりません。

○７番（藤川博和君） これを、今、行政の課長あたりに返答しろとはとても無理ですので、一応この件については、弁護士にも相談しながら、なるべく町に１円でも多く債権回収ができるようによろしく検討していただきたいと思います。だから、今回、計上されておる竹会社からの債権は、補助金の不当利得の補助金返還、これを抹消することによって、そして損害で裁判でされておる１億円は、これはそのまま収入未済額の中として計上される

とですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、そのとおりです。今回、会社に対する債権、約3億円、これは破産管財人の破産手続きが終結しました。回収ができないということがはっきりしたため、放棄するものであります。さっき言いました住民訴訟の判決に基づきまして、前町長に対しましても1億円の損害賠償請求権が残るため、今回この会社に対する不当利得請求権、ここに書かれています2億8,557万6,856円につきましては、不納欠損の処理を行いまして、同時に前町長に対する損害賠償請求権ですかね、9,279万3,000円を今回計上するものとしています。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑は。

○7番（藤川博和君） 新たに確認しますけど、会社に対する不当利得の補助金、これは完全に今回、会社が破産したから抹消する。改めて、今度、それに前町長の損害賠償請求権が計上されるということですよ。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、そのとおりです。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（塚本勝紀君） 関係するものですが、9,279万3,000円は今どのようになっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

それに関しましては、今回、約3億円落としますけれど、次に今度は町としましては、前町長にも請求を行っておりますので、その分に関しましては、今後、予算で調定を起こしたいと考えております。

○議長（田端幸治君） ほかに。

○1番（清水 陟君） 補助金というのは、いろいろと使ったり、ちゃんとして支払いをする、これが妥当だと思うんですね。何にもしないで支払いをしたということが問題なんです。これをどのようにお考えでしょう。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町が行う補助事業は、国は町に対しまして補助金を交付します。町は、その事業に対して事業会社あたりに補助金を交付すると。今回、やっぱりそれだけ町が補助金を受ける、そういう事業をまず計画を策定します。そして、その計画に基づいて国が認可をおとすとか、そういう形になってくる。そのときの支払いの方法が、今後、何か問題があったとい

うことでいろいろ問題になりましたけど、そのあたりはまたもう一回検証しまして、町で精査しまして、やっぱり補助金を出すべきだったと考えております。

○1番（清水 陳君） 本当にそういうことが怠った。今後、やっぱりこういうことはなくしてほしい。絶対こういうことが起きないように、起こさないようにやってほしいと思います。

そして、ある人物が議会にも証人喚問に来ました。全員協議会にも来ました。そのときに言われた言葉が、「命がけで支払います」と言われたんですね。私は、確認したんですね。2回目、全員協議会に来られたときに。そしたら、「絶対支払います」と言われました。「支払う」と言うあいだは、詐欺行為にあたらないと、私は認識しているんですね。だから、ずっと「命がけで支払います」と言われていたんですよ。こういうことを警察でも平気で言うような人物なんですね。それで、その人物は、例えば自分の証書とか、そういうのを差し出されたんでしょうか。確認しておられますでしょうか。証書、生命保険とか、そういうの。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私、その当時のことはなかなか、私、ちょっとわかりませんが、多分そういうの確認はしてなかったと思いますけれど。よろしくお願いします。そういうことです。はい。

○1番（清水 陳君） 簡単に「命がけで支払う」とか、そういうことはやっぱり言ってほしくない。この事件に関して、犠牲者が出るとというような噂もあります。絶対こういうことが起きないように、町はちゃんとして、協議をして、そして行っていただきたい。本当にこの債権放棄、この3億円が町にあったなら、地震とか豪雨とか、その災害にどんなに役に立ったでしょう。こういうことも考えてください。

○5番（福永 啓君） あと一回ちょっと整理したいと思うんですが、今回、約2億9,000万円、3億円ぐらいの債権を放棄しますということになりました。ということは、そしてさっき説明ありましたね。約1億円ぐらいは、新たにそれを債権として調定にあげることになりました。そうしますと、この竹バイオマス事件で失われた3億円のうち、1億円は何とか債権として残っているわけです。あとは、1,500万円もこれも旧社長の方の債権として残っているわけです。それで、一億何百万円とかなると思うんですけど、そうしますと、残り約2億円、これについては、今、現実被害を受けています、3億円。これ2億円については、被害を受けて、プラス取り返すあてもなくなったと。もう3億円の被害は確定

したと。これ、この予算成立をもってですね。ということになるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） もう会社が消滅しましたので、その2億円に関しては、町としましてはもう回収の見込みがないということで考えております。

○5番（福永 啓君） ですから、さっき藤川議員の話でありましたが、これが、今裁判中ですが、あくまでお金の話ですよね。この責任がどやしこあって、1億円、この人が払えという話ですね。この2億円、これについては、これで可決してしまえば、町がひっかぶることが100%確定しちゃうわけですね。この2億円について、これについては、なぜこんなことになったのか、誰に責任があるのか、誰がひっかぶっとるのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 議員がおっしゃるとおり、今回、約2億円というのが確定したということになります。これは、町を預かる私たち行政の職員としても重くこれは受けとめてる必要があると考えております。今後、やっぱりこれに関しましては、もう少し中身を検証しまして、ただ、今、まだ係争中の裁判もありますので、そのあたりも考慮しながらちょっと進めていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 竹バイオマス事件では、総額約3億円ですね。今現在、失われているのは3億円なんです。それ以外にもやっぱり人件費、裁判費用、そして町民の方々もやっぱり・・・裁判されていますので、その方々の負担、また事件に関して取り返すことのない命が失われたという指摘もあるんですね。やっぱり裁判は、これあくまで損害賠償、だから誰にどやしこ責任があるかと。今の住民訴訟の中でも、やはり責任割合がどれだけで、そしてそのうち3億円を旧町長が、あの1人が悪かったから、あなたが悪いんだから払ってくださいという裁判があって、裁判所は、御船町は3億円損しとるばってんが、1億円分については旧町長が、あんたが悪かと、自分で払いなせって、いう判決をしたわけなんです。この2億円部分、これに関して、じゃあ、なぜこういうことが起きたのか。それをまだ、さっき清水議員もおっしゃいましたけど、再び起こさないためにはどうしたらいいか、そういう結論は裁判の中では出てないんですね。そこは争点になってない。だけど、本丸は、言ってしまえば、そこなんです。なぜこういう事件が起きてしまったのか。そこを、今後、ちょっと今おっしゃいました、なんかどのように検証していかれるおつもりでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、福永議員が言われたとおり、裁判は、誰に責任があるのか、支払い義務は誰にあるのかとか、お金はどうするのか、そういうのが裁判の争点ということですよね。本来の、言われたとおり、なんでこういうような事件が起きたのかとか、そういうのが全然検証されていない。これに関しましては、やっぱり判決の書類とか、監査委員の報告、あのあたりもあがっておりますので、その辺をもう一回再度確認して、なぜこのようなことが起きたのかの検証をする必要が私もあると考えておりますので、その辺はもう一回庁舎内で検討しまして、原因が何かなのかは検討していきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 私は、ずっと補助事業って受けたことがなかったんですね。今回、震災に遭って、グループ補助金というのを、うちの父なんですけど、母なんですけど、受ける立場になって、全部手続きをしました。それで、やはりなぜ何にもこんなに成果ができていないところに補助金が払われると、そういう仕組みになってないんですよ。補助事業の仕組み自体がですね。なぜこんなことが起きてしまうのか。どうしてもやっぱり理解ができない。それが実際に起きて、既に3億円が損失をして、そして2億円が確定したわけなんです。これに関しては、本当にその2億円というのは町民のお金ですよ。皆さんのお金で支払うことがこれをもって確定したわけですから、本当に強く強く責任を感じて、そして何が起こったのか、これも後々検証していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） わかりました。先ほども言いましたように、私たちも重く受けとめておりますので、その分は、今後やっぱり検証に努めていきたいと考えております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今、いろいろなんか質疑があって、ちょっと私もよくわからないんですけど、今回2億8,000万円ぐらい、残りの全額だと思うんですが、これを放棄するということは、まず今、元町長に対しての裁判起こって、賠償責任というか、賠償してくれと起こっていると思うんですが、なんかよくわかんないんですけど、そっちも全部放棄するのかなと思ったんです。そうじゃないんですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今度、上程しました分に対しまして、債務者は御船竹資源開発株式会社ということで、その分に債権者の竹資源開発株式会社に対する分の約3億円を今回放棄するという形になります。

○6番（田上 忍君） その竹資源会社、3億円出した分、なんかその3億円の中に、今起きている九千何百万円かも入っているわけですね。だから、本当にようわからんとですけど、3億円を放棄すると、そっちも放棄するのかなと受け取ってしまったんですけど、そうじゃないんですね。もう一度確認しますが。

○企画財政課長（坂本幸喜君） そのとおりであります。はい。

○6番（田上 忍君） なんかもそこはようわかりませんがね。じゃあ、ここで会社に対しては諦める、放棄するということですけども、この会社自体には責任者というか、社長とかがおられたと思うんですけど、そっちへ請求ということはできないんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） そちらの社長は、不正な流用ということで、そちらはそちらでまた請求をあげておりますけれど、この3億円に対してはあくまでも会社ということでしたので、会社に請求ということでしております。

○6番（田上 忍君） というと、流用部分は、今、請求行っているって。結局、会社運営して、その代表にも責任というのは、やっぱり会社なくなった時点で、全部やっぱりなくなるというもんなんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私は、竹資源開発株式会社がもうなくなったと、消滅したということで、やっぱりそれに関しましては、竹資源開発社に対する請求でしたので、その分はなくなったと、そういう認識をもっております。

○6番（田上 忍君） なんかも、じゃあ、悪いこと考えたら、こうやって架空の会社つくって、こうやってもらって、潰れちゃえば、もらいもうけというか、なってしまうわけですね。なんかちょっとよく理不尽というか、なんかわかんないですけど、じゃあ、そこを、だから、ちゃんと出すときに、しっかりせなんということになってくるわけですね。結論としてはですね。

あと、さっき藤川議員からもあったんですけど、このお金をまずこの会社へ出したとき、それから国へ返還したとき、これは町長個人がやったわけじゃなくて、議会の議決を経てやっている。そして、今回、これ2億円をなくなっていくというか、取り立てできなくなっていく。やっぱりそういうときに、やはり議決した議員にも何らかの責任は、私はあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺、町長はどう考えられますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） これ、ちょっと弁護士ともやっぱり相談する必要があると思いますけれど、私たちとしては、そのあたりもちょっと今後やっぱり弁護士と相談せなん

ちょっとわからないところもあると思います。

○町長（藤木正幸君）　今回におきましては、あくまでも裁判の結果ということでいたしております。その議員の方々のその当時のことを私もよく存じておりません。その中において、やはり今後どうなるかというのは見守っていきたいと思います。

○6番（田上 忍君）　今、企画課長からは、ちょっとその辺、弁護士と相談していくということであります。その結果をまたぜひ教えてほしいなと思います。こうやって我々もしっかり審議して、そして賛成する、賛成しない、やっています。中には、これやっぱり反対という方もおられますけども、やはりその議会で決まったことであれば、やはり立たなかった議員も立った議員もやっぱりそれぞれに責任というのは、私はあるんじゃないかなと思っております。それは、それぞれ意見はあるかもしれませんが、私はそう思っています。またはっきりわかりましたら、教えてください。

○議長（田端幸治君）　ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君）　私もその当時は議員ではなかったから責任を逃れるということじゃなくて、これは非常にやっぱり町民の関心といいますか、やっぱりあるわけですよね。これがずっと明るい選挙というのに絡んでも、やっぱりそのあたりでなんかうまくいろんなところでオール御船でやっていけない原因に、私はなっていると思います。ただ、一つ、やっぱり行政の企画財政課長が、先ほど、私が聞き間違いだったら申し訳ないんですが、裁判の途中、今裁判が行われていますね。山本氏個人に対して、当時の町長に対して損害賠償の裁判が行われておりますが、その行政の方が、先ほどやっぱり補助金を支出するときにもっと精査して支払うべきだったと多分おっしゃったと思うんですね。こういうのはどうかなと思いますが、いかがでしょう。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

町は、やっぱり竣工検査が必ず必要です。実績報告をあげてもらって、その竣工検査に基づいて適正に竣工されたと。検査を受けまして、そしてそれを確実に確認しまして支払うと。当時は、それで完全に確認してあったと思いますけど、今回裁判でも、2回目に対してもう少し適切なやっぱりそれがいいんじゃないかという判決が出ていますので、そのあたりでそういう回答をしたものであります。

○3番（岩永宏介君）　それ、わかりました。そういう理解で、納得はしませんけれども、理解しましたということですね。ただ、そういうことがあったわけですよ。だから、結局、

こんなふうに今までずっとやっぱり引きずる。そういう問題がなかなか町民の中でも、「あれは町長の責任ばかりじゃなかったもんな」という声は現実にあるわけですよ。だから、そういうのを含めて、ずっと考えておったんですが、この例えば町長がこうやって思い切った施策をするのに、お金を山本氏が、当時の町長が思い切った施策を打ったわけですよ。それに対して、やっぱりあとそれがうまくいかなくて、頓挫してしまったりして、町長に今度は損害賠償を請求する訴訟というのは、全国にあるわけですよ。その方向で、今、例えば国会等で、その損害賠償を巡ってのやっぱり新たな法律の制定の動きとかありますよね。そのあたりどんな方向でその法律が制定されようとしておりますか。

○総務課長（吉本敏治君） 確かに住民訴訟に対する損害賠償については、その最高責任者であります首長に責任が負わされるところもありますけれども、その法改正の方向性といえますか、これについては、一定の限度額を設ける必要があるのではないかというような議論はなされていると認識しております。

○3番（岩永宏介君） そういうことですよね。だから、そういうのがまだできない中での今の裁判になっているわけですね。今、裁判を起こしたわけですがけれども。ただ、そういうのを含めて考えていくと、精査して支払うべきだったとおっしゃったんですが、実は、そういうのはもっとやっぱり判断するには、一審の判決ですよ。熊本地裁の判決は、まず第一審だったわけですよ。そして、それについて、今度は控訴したわけでしょう。だから、やっぱり冷静に考えても、控訴審、それからまた上告ですね。それぐらいやっぱり判断を待つべきことで、控訴を取り下げたじゃないですか。これは、やっぱり拙速ですよ。拙速と言わざるを得ないと思います。全国的な状況で、そういう問題が、まだ判例の積み上げがないんですよ。そういう中で、やっぱり控訴を取り下げたということは、これは大変な問題ですよ。私はそれだけを言って、そしてやっぱり別に山本氏を擁護するあれではないんですけど、結果的になりますが、やっぱりどう考えても町長個人にそういう損害賠償するようなあれではないと。だからこそ、控訴取り下げはやっぱりおかしかったと思います。それについては、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 町長にありまして、私の判断において取り下げたわけでありまして。その経緯としたら、裁判の結果が町長個人に対しての支払いという裁判の結果でした。これが町にということであれば、また変わった判断だったかもしれません。やはり町長個人にということ出た以上、私が町長になったときに、これは町として、これはさげるとい

ことで、もしこれで支払請求権が・・・して、次にいこうと言え、町長がまた支払いの後に裁判を起こさなきゃいけないという、あと裁判が続くという方法も残っておりまして、そういった形で今続いていると思っております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今、岩永議員からもありました、控訴を取り下げた。裁判というのは三審制ということで、これはやはり権利だと思うんですよね。権利を、今の藤木町長は、奪ってしまったようなものになると思うんです。今でもやっぱり控訴を取り下げたのは正しかったと思っていますか。

○町長（藤木正幸君） 正しかったと思っております。

○6番（田上 忍君） それは町長の考えだから、何とも言えないところですけども。

あと、じゃあ、最終的にもう1つ、さっき私は、本当よくわからんと言ったんですが、約3億円、ここで債権を放棄します。そして、元町長に対しての賠償の裁判というのは、まだそのまま続けていくということですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、そのとおりです。今後も続けていくということになります。

○6番（田上 忍君） 私は、これは私の考えですけど、3億円、ここで放棄するということは、すべて債権放棄して、そして新たにそういうのをなくして、一生懸命復興に頑張っていこうと、そういう気持ちあってもらいたいなと思ったところです。

○議長（田端幸治君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

まずは、反対討論から受けます。反対討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） なし。次に、賛成討論を行います。賛成討論はありますか。

○5番（福永 啓君） 今回のこの債権放棄に関する議案ではありますが、今、町にある約3億円の債権、その主体である竹資源開発株式会社、これが消滅した以上は、このような手続きをとらざるを得ないというのは、これは事務手続きとして当然のことです。ただ、これによって、先ほども議論がありました、2億円のお金というのがとるあてすらなくなってしまった。3億円の被害が生じ、2億円のお金をとるあてすらなくなってしまった。これがあつたらどれだけ今回の震災で皆さんは助かっていたでしょうか。この議会を通じ

でも、100円、何百円というところを一生懸命積み重ねながら、この苦しい財政状況の中で予算をつくってきたんです。今後、元町長に対しては約1億円、そして元社長に対しては1,500万円、この債権が残り、この回収を町は続けることになりますが、それに対しては少しでも多くのものを実際に取り返していただき、この厳しい中、町の財政に充てていただきたい。それは、町が調査をして、この事件を解明すると同様に、非常に重要なことであると認識しております。この債権に関しては、御船町始まって以来、このようなことが起こったわけです。あり得ない事件が起こって、そして約3億円の被害が今もなお生じている。そのことをきちっと議員を含め、執行部の方々は頭に入れて、身を引き締めて、今後二度とこのようなことがないように調査及び検証するとともに、日々の実務にあたっていただきたい。これをもって債権放棄、竹資源株式会社に対する債権放棄に対しては賛成いたします。

○議長（田端幸治君） 次に、反対の討論を行います。反対討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 次に、賛成討論を行います。賛成討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これから、議案第98号、「債権の放棄について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第99号 御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について

○議長（田端幸治君） 日程第2、議案第99号、「御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第99号、「御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第100号 町道の路線廃止について

○議長（田端幸治君） 日程第3、議案第100号、「町道の路線廃止について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第100号、「町道の路線廃止について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議案第101号 町道の路線認定について

○議長（田端幸治君） 日程第4、議案第101号、「町道の路線認定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） 委員会でも説明を受けておるんですが、ちょっと本議会でも回答をしていただきたくて、ちょっと質問いたします。この万ヶ瀬増見鶴線です。今回、これで町道認定ということで上がっておりますが、まだここは砂利道ということで、住民の方の要望としては、本当はまず舗装をしてほしかったというのがあったと思います。町道認定す

ると数箇年いじれないという規定があったかと思います。その辺踏まえて、今後この万ヶ瀬増見鶴線についてどのように対応していくか、それをお聞かせください。

○建設課長（松岡秀明君） お答えをいたします。

この路線につきましては、今、砂利道になっておりまして、考え方としましては、町道認定基準の要綱というのが、確か平成23年ぐらいにあったと思います。それに基づいての今後においても対応していきたいと考えておりますが、まず砂利道でありますので、穴が空いたりとか、そういった軽微な維持管理については、随時建設課で対応していきたいと考えております。それから、全面的な、例えば舗装とか改良、そういったものについては、先ほども申し上げましたが、町道の認定基準要綱、そういったものに準じて対応していきたいと考えております。

○6番（田上 忍君） ちょっとはっきりとした答えを言ってもらえなかったと思うんですけど、舗装については、どう、じゃあ、考えていますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

ちょっと舗装等のことについて具体的には申し上げなかったかもしれませんが、町道の認定基準要綱、そういったものに準じて対応していくというようなことで申し上げましたが、道路の利用状況、あるいはその緊急度等を今後において勘案しながら、予算の範囲内、予算等もありますので、そういうものも勘案しながら対応を考えていきたいというふうであります。

○6番（田上 忍君） 委員会でなんかはっきりなんか言われたと思うんですけど、それは本会議では言えないんですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

確か、今後というのは、平成30年度以降というようなことでお答えを申し上げた経緯があると思います。

○6番（田上 忍君） もう一言。とにかく住民の方が要望されるような、困らないようなことでやっていってもらえればいいと思います。

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第101号、「町道の路線認定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 同意第3号 御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（田端幸治君） 日程第5、同意第3号、「御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の同意を求める件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、「御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 陳情第12号 吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に関する陳情について

○議長（田端幸治君） 日程第6、陳情第12号、「吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に関する陳情について」を議題とします。

藤川総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（藤川博和君） 陳情第12号、吉無田高原における乱開発及び無秩序な

土地取引行為防止に関する陳情。総務文教常任委員長の報告をいたします。

陳情第12号について。平成30年2月22日、3月8日に2回にわたり審議を行いました。

1回目は、総務文教常任委員6名、執行部より企画財政課長ほか5名が出席し、徳永復興推進係長を書記に指名し、審議を行いました。

はじめに、陳情第12号の陳情書の朗読と、執行部からの現状の説明を受けました。その後、陳情者、田代東部区長会代表、吉澤廣幸氏のほか4名の方から説明を受けました。現時点での執行部の要望項目について回答を受けましたが、現地調査後に審議することになりました。

2回目は、総務文教常任委員6名、執行部より総務課長ほか7名、地元区長ほか約10名が出席し、現地調査を行いました。その後、審議会室において審議を行い、委員より意見を求めました。

意見・要望項目にある、1、吉無田高原一帯における土地の用途変更及び異動状況の確認と地元説明会を継続的に開催することについて。今まで地元住民との説明会が行われておらず、住民は不安を募らせている。まず、執行部でも住民説明会を検討されているので、早急に開催してほしい。その後は、定期的に説明会を開催することで情報交換ができ、住民の不安が解消されるのではないか。

2、無秩序な土地の売買を防止するための必要に応じて町で土地購入などの対策をうつについて。G&Mまたは今回新しく土地を購入された方の目的がわからない。以前、G&Mの代表者を委員会で参考人と呼んだことがある。執行部でも相手側の真意を探るべきである。

3、乱開発を阻止し、抑制するための見張り台の設置及び吉無田高原地域における土地の有効活用と環境保全について。執行部は、乱開発の防止抑制するために里地里山法を検討されている。他自治体の実例などを具体的に説明してほしい。地元住民が自分の農地や山林に行くため里道を通らなければならないが、G&Mの管理人にとめられて作業に行くことができないと不安がられている。法的にはどうなのか、顧問弁護士などに確認してほしい。

以上の意見を踏まえ、陳情第12号、吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に関する陳情は、委員会としての結論に至っていないため、全会一致で継続審議と決しました。本議会におかれても、委員長の報告のとおり御承認いただきますようお願い

申します。

委員長報告、終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今、新しくなんか購入されている土地があるということですが、このG&M関係者と思われる方がどれだけ購入されているか、広さ、わかりますか。

○総務文教常任委員長（藤川博和君） 7ヘクタールだったと思います。7ヘクタール。

○6番（田上 忍君） あともう1つ、地元の農耕者というか、あのあたりに土地を持っておられる方が入れなかったということですけど、これやっぱり本当というか、看板には農耕者はどうぞと書いてあったと思うんですけど。入口に看板があったと思うんですけどね。関係者以外立入禁止となっていますが、その中で、農耕者はどうぞとなったと思うんですけど、そうなってても入れなかったということでしょうか。

○総務文教常任委員長（藤川博和君） その点については、上のほうに山都町の農家の方がキャベツ栽培されておりますので、里道については、一応そういう自由に通ってもいいというような（カンショウ）を受けております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

藤川総務文教常任委員長、自席へどうぞ。

○議長（田端幸治君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号、「吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に関する陳情について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は継続審査です。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査と決定されました。

お諮りします。

追加日程第1、議案第102号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第7号）についての件、追加日程第2、議案第103号、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）に

ついでに、追加日程第3、議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第4、総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第5、産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第6、議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第7、議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第8、地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第9、災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、以上9件が提出をされました。

これを日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、9件を追加し、議題とすることに決定をしました。

追加日程を配布させます。

〔追加日程 配布〕

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第102号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（田端幸治君） 追加日程第1、議案第102号、「平成29年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第102号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第7号）。平成29年度御船町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,679万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億7,600万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費は、追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、私、議案第102号の詳細を説明したいと思います。

4ページをお開きください。繰越明許費の補正となります。

まず、4款、衛生費を、今回、明許を繰り越しています。熊本県と締結しております公

費解体に伴う災害廃棄物の処理及び収集運搬等の事業にかかります経費を平成30年度へ繰り越すものであります。

次に、10款、災害復旧費であります。農地・農業用施設の災害復旧におきまして、3月6日に熊本県より1,622万8,000円の追加がありました。今回、繰越明許費を補正するものであります。

次に、5ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入で説明させていただきます。

まず、12款、分担金及び負担金57万1,000円を補正しまして、補正後の金額が1億3,239万8,000円となります。

次に、15款、県支出金であります。今回の補正額1,622万8,000円を追加補正しまして、補正後の金額が23億3,496万4,000円となります。

次に、6ページをお願いいたします。歳出になります。

10款、災害復旧費、今回の補正額1,679万9,000円を追加補正しまして、補正後の金額が47億5,494万円となります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第102号、「平成29年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第103号 平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（田端幸治君） 追加日程第2、議案第103号、「平成29年度御船町水道事業会計補正予

算（第5号）について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第103号、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）。

総則。第1条、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰り越して使用することができる経費の表による。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 議案第103号について御説明いたします。

今回の補正、明許繰越の補正となります。1ページに計上してありますように、熊本地震に伴う災害復旧事業につきまして、平成30年度に412万5,000円を繰り越すものであります。

内容につきましては、工事費4件分となっております。この分を平成30年度に繰り越すということになります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第103号、「平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（田端幸治君） 追加日程第3、「議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申し出につい

て」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（田端幸治君） 追加日程第4、「総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（田端幸治君） 追加日程第5、「産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

産業厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第6 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（田端幸治君） 追加日程第6、「議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報編集特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第7 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（田端幸治君） 追加日程第7、「議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会改革推進特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革推進特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第8 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（田端幸治君） 追加日程第8、「地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

地方創生調査特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、地方創生調査特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第9 災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（田端幸治君） 追加日程第9、「災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

災害復興支援特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、災害復興支援特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

これで、平成29年度第11回御船町議会定例会3月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成29年度第11回御船町議会定例会 3月会議を終了します。

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 11 時 07 分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員